

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年7月16日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	れいんぼう川崎
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法（以下、「法」という。）第5条第16項等に規定する総合相談に関すること ・法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 ・法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。 ・法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。 ・法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること ・川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例第22条の8（8） 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 ・れいんぼう川崎診療所の管理運営に関すること。 ・施設の維持管理に関すること。
指定管理者	名称：社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者：長谷川 忠司 住所：川崎市高津区久地3-13-1 電話：044-829-1829
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>れいんぼう川崎は、重度の身体障害者の日中及び夜間における日常生活上の支援を行うとともに、在宅の障害者や家族に対する訪問訓練・指導、総合的な相談事業等を行う施設であり、十分な人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>れいんぼう川崎は、入所施設が併設されていることを活かし、利用者同士が刺激し合っ、前向きに活動や訓練に取り組めることを重視している。また、近隣の学校との交流や地域の祭りへの参加等、地域住民の障害理解に積極的に取り組んでいる。</p> <p>利用者の高齢化に伴い、障害の重度化・重複化が進んでいる中、医療的ケアを含め一人一人の障害特性に合わせたより手厚い支援が求められている。こうした状況の中においても、れいんぼう川崎は、利用者一人一人の意思決定を支援する取組を行うよう努めている。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告された結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。</p> <p>利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事後対応を標準化し、また、ヒヤリハット事例の報告・検証を行っている。</p> <p>災害等への対策については、消防署・消防団の協力を得て年に2回の避難訓練を実施し災害に備えている。</p>

4	<p>更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。</p>	<p>在宅リハビリテーション事業等が着実に成果を上げている中、それらのサービスに結びつきにくい施設入所利用者への支援にどう取り組むかが問われている。他の入所施設等と多面的に連携しながら、支援内容の検討・実施・改善を進めるとともに、取組結果や進捗状況について、所管課を含めた関係者で共有し、さらなるサービス向上に結び付ける必要がある。</p> <p>また、高齢・重度の利用者の増加や、支援方法が確立されていない障害への対応を見据えて、医療機関等の専門施設と、より緊密に連携し、先駆的に取り組むことが求められる。</p> <p>さらに、社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、重度の身体障害者の入所施設と在宅支援機能の豊富な経験を有する立場として、また、責任ある社会の一員として積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した一層の取組を進める施設であることが求められる。</p>
5	<p>非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)</p>	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																														
1	<p>所管課による適切なマネジメントは行われたか。</p>	<p>3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況を把握するよう努めた。また、電話による聴き取りや必要に応じた実地調査を行い、問題解決に向けて協議・指導を実施した。</p>																														
2	<p>制度活用による効果はあったか。</p>	<p>利用者の希望を常に確認し、利用者一人一人の障害特性に合わせた支援を実施した。また、高次脳機能障害をはじめ、ニーズがありながら支援が行き届いていない障害に対して、他の専門機関や様々な職種の人材と定期的にカンファレンスを行い、適切な支援方針・方法を見いだすことに取り組んできた。</p> <p>このような運営姿勢とサービス内容が利用者・家族等から評価され、高い利用率を維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらなるサービスの向上も期待できる。</p> <p>【利用者数等】</p> <table border="1" data-bbox="502 1525 1321 2157"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所 (定員60名) (年度末入所者数)</td> <td>58</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>短期入所 (定員10名) (延利用者数)</td> <td>3,153</td> <td>3,270</td> <td>3,324</td> <td>3,231</td> </tr> <tr> <td>自立訓練 (定員20名) (契約者数)</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>39</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>在宅リハ (訪問件数)</td> <td>572</td> <td>531</td> <td>521</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>診療所(延件数)</td> <td>1,679</td> <td>1,500</td> <td>1,523</td> <td>1,603</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	施設入所 (定員60名) (年度末入所者数)	58	59	59	59	短期入所 (定員10名) (延利用者数)	3,153	3,270	3,324	3,231	自立訓練 (定員20名) (契約者数)	47	45	39	37	在宅リハ (訪問件数)	572	531	521	523	診療所(延件数)	1,679	1,500	1,523	1,603
	H23	H24	H25	H26																												
施設入所 (定員60名) (年度末入所者数)	58	59	59	59																												
短期入所 (定員10名) (延利用者数)	3,153	3,270	3,324	3,231																												
自立訓練 (定員20名) (契約者数)	47	45	39	37																												
在宅リハ (訪問件数)	572	531	521	523																												
診療所(延件数)	1,679	1,500	1,523	1,603																												

3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>障害の重度化等に加えて、今後の障害者福祉に関して先駆的な役割を求められる施設であることから、より高度で適正な支援、及び他機関との共同による専門的な研究を進めるための人員の確保が求められており、それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。</p> <p>開所から20年目を迎え、設備の経年劣化が著しく進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>市内に整備の障害福祉サービス事業所の運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、障害者を取り巻く状況の変化に対応できる形で検証していく必要がある。</p>

4. 今後の事業運営方針について

障害福祉サービス事業所については、障害者総合支援法による給付費及び利用者負担により施設運営がなされている。また、法改正により、障害の範囲の拡大や高齢化に伴う障害の重度化・重複化など、障害者を取り巻く環境は急速に変化しており、個別の状況に応じた適切なサービスの提供が求められている。そのため、非公募更新制を導入した上で、現在の運営形態を継続しつつ、障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な仕組みを検証・構築していく必要がある。